大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条　この規則は、大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例（令和８年条例第１９号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休診日及び診療時間）

第２条　条例第６条の規定による規則で定める休診日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3)　６月 23 日（慰霊の日）

(4)　12 月 29 日から１月３日までの日

2　条例第６条の規定による診療時間は、午前９時から午後１時 00 分まで及び午後２時から午後６時まで（木曜日及び土曜日は午前９時から午後０時 30 分までとする。）

3　指定管理者は、必要があると認めるときは、前２項に規定する休診日又は診療時間について、村長の承認を得て変更することができる。

（補則）

第３条　この規則に定めるもののほか、大宜味村立診療所の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

１　この規則は、公布の日から起算して１２月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

２　この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。